

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	72-6	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	28-2	不利益処分の種類	指定検査機関の業務規程の変更命令
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (業務規程)</p> <p>第二十八条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p> <p><厚生労働省令で定める必要事項></p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (業務規程)</p> <p>第四十一条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項は、第三十四条第八号に掲げる事項とする。</p> <p>2 指定検査機関は、法第二十八条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第六号による申請書に認可を受けようとする業務規程を添付し、その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 指定検査機関は、法第二十八条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第七号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><規則第三十四条第八号> (指定の申請)</p> <p>第三十四条</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 次に掲げる事項を記載した食鳥検査の業務の実施に関する計画書</p> <p>イ 食鳥検査の業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>ロ 食鳥検査の業務を行う事務所ごとに次に掲げる事項</p> <p>(1) 食鳥検査の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>(2) 食鳥検査の業務の概要</p> <p>(3) 配置する検査員の数</p> <p>ハ 手数料の収納の方法に関する事項</p> <p>ニ 食鳥検査の実施の方法に関する事項</p> <p>ホ 食鳥検査の実施の手続に関する事項</p> <p>へ 食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類の種類並びにそれらの管理に関する事項</p> <p>ト 検査員の選任及び解任に関する事項</p> <p>チ 検査員の研修に関する事項</p> <p>リ その他食鳥検査の業務の実施に関し必要な事項</p> <p>九～十 (略)</p>					